一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則

平成27年６月11日
規則第132号

改正　平成30年８月１日　令和２年９月１日
令和２年10月７日　令和５年１月１日
令和５年４月１日

（目的）

第１条　この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正な運営・管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　公的研究費等の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。

（定義）

第３条　この規則において「公的研究費等」とは、本学が管理するすべての経費をいう。

２　この規則において「役職員等」とは、本学の役員、職員及び本学の公的研究費等の運営・管理に関わる者（本学の学生、研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

３　この規則において「不正使用」とは、本来の用途以外に公的研究費等を使用し、虚偽の請求に基づき研究費等を支出し、又は法令等に違反して研究費等を支出することをいう。

４　この規則において「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、大学院研究部・教育部、経済研究所、附属図書館、研究機構、社会科学高等研究院、情報化統括本部、国際化推進本部、森有礼高等教育国際流動化機構、情報基盤センター、社会科学古典資料センター、保健センター、学生支援センター及び事務局をいう。

５　この規則において「配分機関等」とは、各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人、国立研究開発法人並びに地方公共機関を含む助成団体をいう。

（最高管理責任者）

第４条　本学に、全学を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

２　最高管理責任者は、公的研究費等の不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

３　最高管理責任者は、公的研究費等を適切に運営・管理するため、次条第１項に規定する統括管理責任者に対し、必要な措置を講じるよう命令するものとする。

４　最高管理責任者は、不正使用が生じた場合は、統括管理責任者に対し、必要な措置を厳正かつ適切に講じさせなければならない。

５　最高管理責任者は、不正使用が生じたことにより、配分機関等から間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合は、不正に関与していない部局等及び役職員等の研究活動の遂行並びに学生の教育研究活動及び環境に影響を及ぼすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

６　最高管理責任者は、別に定める調査委員会が行う調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。ただし、その関係者等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は、公表内容の一部又は全部を公表しないこともある。

（統括管理責任者）

第５条　本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

２　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、これを最高管理責任者に報告する。

３　統括管理責任者は、役職員等が公的研究費等の不正使用を行った場合は、厳正に対処するものとする。

４　統括管理責任者は、公的研究費等を適切に運営・管理するため、次条第１項に規定する部局責任者に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

（部局責任者）

第６条　部局等に、公的研究費等の実質的な運営・管理に関する責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、部局の長をもって充てる。
２　部局責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、公的研究費等を適切に運営・管理するため、構成員に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。
３　部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
４　部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
５　部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、役職員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（部局副責任者）

第７条　部局責任者は、公的研究費等の運営・管理に関する役割の実効性を確保するため部局副責任者を置く。
２　前項の部局副責任者は、課にあっては課長、室にあっては室長、研究科及び研究所にあっては事務長、その他にあってはその組織を所掌する事務の責任者とし、部局責任者が任命する。
３　部局責任者は、前項に規定するもののほか、必要に応じ部局副責任者を置くことができる。
４　部局副責任者は、部局責任者の指示の下、前条第２項から第５項までに規定する業務を補佐する。

（行動規範）

第８条　最高管理責任者は、不正を防止するため、役職員等の行動規範を定めなければならない。
２　役職員等は、前項に規定する行動規範を遵守しなければならない。

（確認書の提出）

第９条　最高管理責任者は、本学において公的研究費等の運営・管理に関わる役職員等に、公的研究費等の使用条件及び本学が定めた関係諸規則を遵守し、交付された公的研究費等を適正に使用することを確認させるため、公的研究費等の運営・管理に関する確認書（以下「確認書」という。）の提出を求めるものとする。
２　前項の確認書の内容は、次の各号を満たしていなければならない。
一　本学の規則等を遵守すること
二　不正を行わないこと
三　規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
３　役職員等は、確認書を提出しない場合は、その公的研究費等の運営・管理に関わることができなくなることがある。

（相談窓口）

第10条　本学に公的研究費等の事務処理手続及び使用に関する相談を受け付けるため、研究遂行に係る事務処理手続相談窓口を学術・研究推進部研究支援課に、公的研究費等の使用に関する相談窓口を財務部財務課に設置する。

（通報窓口）

第11条　本学に公的研究費等の不正使用に係る学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を設置する。
２　通報窓口は、学長の指定する学外の弁護士及び総務課長とする。
３　弁護士は、通報を受けた場合は、通報者の氏名を伏せて速やかに総務課長に通知するものとする。
４　総務課長は、直接通報を受け又は弁護士から通知を受けた場合は、速やかに研究支援課長に報告し、研究支援課長は速やかに統括管理責任者に報告するものとする。
５　第１項から第４項までに規定するもののほか、公的研究費等の不正使用に係る調査等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成27年６月11日から施行する。

附　則

この規則は、平成30年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年10月７日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。